

随意契約理由書

件名	西部市場解体処理設備等保守管理業務	
契約の相手方	花木工業株式会社 大阪営業所	
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	
随意契約の理由	<p>当該解体処理設備はと畜から枝肉の場外搬出までの処理工程からなる一貫した特殊な設備であり、市場の中において非常に重要なシステムであるため、本業務により設備の機能維持を図り、常に円滑な作業の流れを求める必要がある。また、当該設備には予備が無いことから、故障発生時の設備稼働停止が生産者・解体業者等各方面へ多大な影響を及ぼす可能性があり、故障発生を予防する保全の確保が必要である。</p> <p>当該設備は「牛・豚のと畜及び食肉の生産設備」であり、特殊な独自の技術で製造されているため、本業務の履行には製造業者しか知り得ない設備の専門的な知識が必要であるが、当該設備を施工した六星工業(株)は当該設備にかかる業務を花木工業(株)に移管し、平成18年3月に事業を撤退している。</p> <p>花木工業(株)は食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、当該設備についての図面及び設計施工管理のノウハウを六星工業(株)より引き継いでおり、当市場の設備内容及び現状を熟知している。また、食肉の安全を確保する必要から衛生管理が重要であり、保守管理業務に衛生管理の知識が必要である。このため、本業務を履行できる能力を有するのは上記業者以外にない。</p> <p>以上のことから本業務について上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場	(電話番号 671-1593)